

【狛江高校文化祭キッチンカー出店者募集のご案内】

東京都立狛江高等学校文化祭では、来場者の利便性向上のためキッチンカーによる飲食販売を実施します。

出店を希望される事業者の方は、以下の内容をご確認の上お申し込みください。

■ 1 行事概要

行事名：東京都立狛江高等学校 文化祭

開催日：令和8年9月5日（土）、6日（日）

販売時間：10時00分～15時00分（予定）

出店場所：本校駐車場指定エリア

出店数：若干数

想定来校者数：3000人／日

※本行事は教育活動の一環として実施されるものであり、学校の指示に従っていただきます。

■ 2 出店形態

- ・ 出店はキッチンカー（移動販売車）によるものに限り
- ・ 販売は事業者による直接販売とします
- ・ 売上は事業者の収入とし、学校は関与しません
- ・ 本校は出店場所の提供のみを行います

■ 3 応募条件

以下の条件をすべて満たす事業者に限ります。

【基本要件】

- ・ 有効な営業許可（自動車営業）を有すること
- ・ 営業区域が本校所在地を含むこと
- ・ 食品衛生責任者を配置していること
- ・ 生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること
- ・ 関係法令を遵守できること

【追加資格要件（反社会的勢力等の排除）】

下記要件をすべて満たす者であること。

- （1）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- （3）反社会的又は公共の安全や福祉を脅かす恐れのある団体等に属する者でないこと。また、それらの団体等と関わりがないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人等（再生手続開始の決定を受けている法人等を除く。）でないこと。
- （5）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （6）飲食物を販売品目とする場合、食品衛生責任者又はこれに準ずる資格（調理師等）を有し、かつ自動車による食品営業に係る営業許可（当該営業区域内の許可）を有すること。
- （7）キッチンカーは出店者が所有権を有する車両であること（レンタル車での出店は不可）。ただしリース車の場合、車検証上の使用者と営業許可証の名義が同一であること（法人と当該法人に雇用される個人の関係は同一とみなす）。

【提出書類】

- ・ 営業許可証（写し）
- ・ PL保険加入証（写し）
- ・ メニュー表
- ・ 車両外観写真

■ 4 学校からの貸出

本校からの物品・設備の貸出は一切行いません。

【貸出不可】

- ・電源／水道
- ・発電機
- ・テント・机・椅子
- ・調理器具
- ・延長コード
- ・消火器
- ・ごみ箱

営業に必要なものはすべて事業者にてご準備ください。

■ 5 販売品目に関する制限

【禁止事項】

- ・アルコール類の販売
- ・生肉・刺身等の生もの
- ・衛生管理上リスクの高い食品

【留意事項】

- ・提供時間が長い食品は避けてください
-

■ 6 価格設定

文化祭の趣旨を踏まえ、適正価格での販売をお願いいたします。

(目安：300円～800円程度)

■ 7 出店料等

- ・出店料は無料とします

【重要】

- ・出店に必要な費用（食材費、人件費、燃料費、発電機等）はすべて出店者の負担とします
 - ・本校は出店場所の提供のみを行い、その他の費用負担は一切行いません
 - ・荒天中止、営業停止その他いかなる場合においても、本校からの補償、費用負担は行いません
-

■ 8 ごみ処理

販売に伴うすべてのごみは、出店者の責任で回収し、法令に従い適正に処分してください。

【対象】

容器／箸／ストロー／食品残渣／油／梱包材 等

【禁止】

- ・校内ごみ箱の使用
- ・排水口への廃棄
- ・放置

営業終了後は出店場所周辺の清掃を実施してください。

■ 9 食品衛生管理

以下を厳守してください。

- ・食品衛生法の遵守
- ・適切な温度管理
- ・手指衛生の徹底
- ・アレルギー表示への配慮

■ 1 0 事故・食中毒対応

販売に起因する事故・食中毒・健康被害については、出店者の責任において対応していただきます。

【対応事項】

- ・ 被害者対応
- ・ 保健所への連絡
- ・ 原因調査への協力
- ・ 損害賠償対応

本校は一切の責任を負いません。

■ 1 1 火気・安全管理

- ・ 消火器の設置
- ・ ガスボンベの固定
- ・ 発電機の安全管理
- ・ 火気周辺の安全確保

危険と判断した場合、営業を中止していただきます。

■ 1 2 車両管理

- ・ 指定時間内の搬入・搬出
 - ・ 校内徐行運転
 - ・ 誘導指示への従事
-

■ 1 3 広報・記録

・ 本校は文化祭の記録及び広報のため、出店の様子を撮影し、ホームページ、広報誌等に使用する場合があります

【重要】

- ・ 出店者はこれに同意するものとします
-

■ 1 4 営業遵守事項

- ・ 学校の指示に従うこと
 - ・ 近隣への騒音配慮
 - ・ 来場者への適切な対応
 - ・ 長時間の行列が生じた場合は整理対応を行うこと
-

■ 1 5 出店取消・中止

以下のいずれかに該当する場合、本校は事前の通知なく出店の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

- ・ 応募内容に虚偽又は重大な不備があった場合
- ・ 提出書類に不正又は虚偽が認められた場合
- ・ 誓約書の内容に違反した場合
- ・ 反社会的勢力との関係が判明した場合
- ・ 営業許可、保険その他必要要件を満たしていない場合
- ・ 食品衛生又は安全管理上の重大な不備があると認められる場合
- ・ 学校の指示に従わない場合
- ・ 来場者、生徒又は近隣住民に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると本校が判断した場合
- ・ その他、本校が文化祭の円滑な運営又は安全確保の観点から不相当と判断した場合

【重要】

- ・ 上記措置により出店者に損害が生じた場合であっても、本校は一切の責任を負いません。
- ・ 出店者は、本条に基づく措置について異議申立て、損害賠償請求その他一切の請求を行わないものとします。
- ・ 悪質な違反又は法令違反が認められる場合は、警察、保健所その他関係機関へ通報する場合があります。

■ 16 荒天時の対応

台風、豪雨、強風その他の荒天により、安全な運営が困難と本校が判断した場合は、文化祭の全部又は一部を中止又は内容変更する場合があります。

【判断基準】

- ・ 気象警報の発令状況
- ・ 公共交通機関の運行状況
- ・ 来場者及び生徒の安全確保の可否
- ・ 会場設備及び車両運営の安全性

【対応】

- ・ 開催中止、一部中止又は時間短縮
- ・ キッチンカー出店の中止又は営業停止
- ・ 当日の営業開始後であっても、状況により営業を中止していただく場合があります

【連絡方法】

- ・ 前日又は当日朝までに、本校より連絡（電話又はメール等）します

【重要】

- ・ 荒天等による中止又は営業停止に伴い発生した損害（仕入費用、人件費、逸失利益等）について、本校は一切の責任を負いません。
- ・ 出店者は、本項に基づく措置について異議申立て、損害賠償請求その他一切の請求を行わないものとします。

■ 17 出店辞退

- ・ 採用決定後の辞退は原則認めません
- ・ やむを得ず辞退する場合は速やかに連絡すること

【重要】

- ・ 辞退により生じた損害について、本校は一切の責任を負いません

■ 18 採用の有無の通知

応募内容を審査の上、出店の可否を決定し、結果については申込時に登録された連絡先へ通知します。

【通知時期】

- ・ 申込締切後、概ね14日以内に通知します

【選定について】

- ・ 応募多数の場合は、本校において総合的に審査の上、出店者を決定します
- ・ 審査内容には、販売品目のバランス、価格帯、提供時間、衛生管理体制、過去の実績等を含みます

【重要】

- ・ 審査結果に関する理由の開示は行いません
- ・ 審査結果に対する異議申立ては受け付けません

■ 19 申込方法（下記QRコードより）



申込期限：令和8年6月3日
提出先：東京都立狛江高等学校 文化祭担当
TEL：03-3489-2241

本校文化祭の円滑な運営と安全確保のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。